

「いわき市の魚・めひかり」イメージキャラクター使用承認取り扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「いわき市の魚・めひかり」イメージキャラクターを使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「いわき市の魚・めひかり」イメージキャラクターとは、別に定める「いわき市の魚・めひかり」イメージキャラクター使用マニュアルにおいて規定されたものをいう。

(使用承認の基準等)

第3条 「いわき市の魚・めひかり」イメージキャラクターは、いわき市の水産都市としてのイメージアップ等のために使用することができる。ただし、次の各号の一に該当するときは、使用承認をしないものとする。

- (1) いわき市のイメージアップの妨げになるおそれがあるとき。
- (2) 「いわき市の魚・めひかり」イメージキャラクターを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 選挙運動、布教活動等を助長するおそれがあるとき。
- (4) 自己のイメージキャラクター、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用するおそれがあるとき。
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(条件付承認)

第4条 使用承認にあたっては、必要な条件を付すことができる。

(使用方法)

第5条 「いわき市の魚・めひかり」イメージキャラクターの使用にあたっては、「いわき市の魚・めひかり」イメージキャラクター使用マニュアルに基づいて使用するものとする。

(使用料)

第6条 使用承認は、原則として無償とする。

(使用承認手続き)

第7条 「いわき市の魚・めひかり」イメージキャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用申請書（第1号様式）を農林水産部水産課を経由して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、いわき市が使用しようとする場合又はいわき市が「いわき市の魚・めひかり」イメージキャラクターの使用を要請し、これに基づいて使用する場合には、この要領で定める使用承認手続きは、必要ないものとする。

2 市長は、「いわき市の魚・めひかり」イメージキャラクターの使用を承認するときは、使用承認書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(使用承認の取り消し)

第8条 市長は、第7条第2項の規定による承認を受けた者が次の各号の一に該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号の一に該当したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。

2 市長は、「いわき市の魚・めひかり」イメージキャラクターの使用承認を取り消すときは、使用承認取消書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補足)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月24日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。